

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

長野県が情報システムに関する基本を示すために定めた「長野県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

## 評価実施機関名

長野県知事

## 公表日

令和5年8月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務
②事務の概要	○私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱による私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 学校からの補助申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務 ①学校に入学した対象者から提出される受給資格認定申請書及び所得確認書類(マイナンバーを含む)を、学校を通じて受け付け、内容を審査し、受給資格の認定及び支給額を決定する。 ② ①により決定した内容について、学校を通じて、対象者に支給(不支給)決定通知書を送付する。 ③ 支給を決定した対象者に、学校を通じて支援金を支給する。
③システムの名称	(未整備)
2. 特定個人情報ファイル名	
私立小中学校等授業料等軽減事業補助金受給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○個人番号の利用並びに特定個人情報の提供及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。以下「番号利用条例」という。)第2条第1項 別表第1の項番5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第9号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番14
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県県民文化部県民の学び支援課
②所属長の役職名	県民の学び支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370  上記の他、県内10箇所ので地域振興局行政情報コーナー <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html</a>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部県民の学び支援課 TEL:026-235-7058(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5 ①部署	長野県県民文化部私学・高等教育課	長野県県民文化部私学振興課	事後	平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
平成30年4月1日	I-5 ②所属長	私学・高等教育課長 青木 淳	私学振興課 布山 澄	事後	平成30年4月2日の組織改正に伴う変更のため。
平成30年4月1日	I-8	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学・高等教育課 TEL:026-235-7058(直通)	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通)	事後	平成30年4月3日の組織改正に伴う変更のため。
平成31年4月1日	IV リスク対策	(項目なし)	(新規記入)	事後	知事が実施する特定個人情報保護評価実施要領様式の改正に伴うもの。
平成31年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I-5 ②所属長	私学振興課 布山 澄	私学振興課	事後	様式変更による変更のため
令和2年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日	令和2年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番14	○番号法第19条第9号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番14	事後	令和3年5月19日の改正に伴う変更のため
令和5年4月1日	I-5 ①部署	長野県県民文化部私学振興課	長野県県民文化部県民の学び支援課	事後	令和5年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
令和5年4月1日	I-5 ②所属長	私学振興課長	県民の学び支援課長	事後	令和5年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
令和5年4月1日	I-8 問合せ	長野県県民文化部私学振興課	長野県県民文化部県民の学び支援課	事後	令和5年4月1日の組織改正に伴う変更のため。